

令和 8 年 3 月
愛 荘 町 議 会 定 例 会
議 案 説 明 資 料

令和 8 年 3 月 2 3 日

●議案第20号

愛荘町介護保険条例の一部を改正する理由

令和7年度の税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われた。

介護保険の第1号被保険者の保険料においては、市町村民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いているところ、令和7年度見直しに伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、第9期介護保険事業計画（令和6年～8年度）の保険料収入が減少する可能性がある。

計画中の想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から、介護保険の第1号保険料への令和7年度見直しによる影響を遮断するため、所要の改正を行う。

愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の要旨

付則に次の5項を加える。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

20～22項

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

23～24項

改正内容：介護保険の第1号保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度税制改正の影響により第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者については、税制改正前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者および市町村民税が課されていない者の基準の特例を設ける。

施行期日

令和8年4月1日

愛荘町介護保険条例(平成18年愛荘町条例第117号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>付則 19(略)</p>	<p>付則 19(略)</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p><u>20 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する町に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する町に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この項および23項第1号において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アおよび第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該</u></p>

現行	改正後(案)
	<p><u>合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)</u>とあるのは、<u>「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。</u></p> <p><u>21 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アおよび第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額と</u></p>

現行	改正後(案)
	<p><u>し、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。</u></p> <p><u>22 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アおよび第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、</u></p>

現行	改正後(案)
	<p><u>「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、前項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。</u></p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p><u>23 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主および全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号または第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分</u></p>

現行	改正後(案)
	<p><u>の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する町に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する町に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</u></p> <p><u>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後</u></p>

現行	改正後(案)
	<p><u>の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該町の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該町の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該町の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p>

現行	改正後(案)
	<p><u>24 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号または第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p>

●議案第21号

愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）で定める補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について所要の改正が行われるため。

愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する要旨

1 別表第1 補償基礎額表（第5条関係）を次の通り改める。

階 級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長および副団長	13,340円（12,900円）	14,170円（13,700円）	15,000円（14,500円）
分団長および副分団長	11,670円（11,300円）	12,500円（12,100円）	13,340円（12,900円）
部長、班長および団員	10,000円（9,700円）	10,840円（10,500円）	11,670円（11,300円）

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

2 第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。

3 第5条第3項関係

扶養親族がある場合における「補償基礎額」の加算額およびその対象となる親族の区分を見直すもの。

(1) 扶養親族の範囲の変更

加算対象となっていた、「配偶者」を対象から除外。

(2) 加算額の変更

区分	改正前	改正後	備考
配偶者	100円	対象外	廃止
第1号(子)	383円	433円	50円増額
第2号～5号 (孫・父母・祖父母・弟妹・障害者)	217円	217円	据え置き

施行期日

令和8年4月1日

愛荘町消防団員等公務災害補償条例(平成18年愛荘町条例第138号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合には<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員もしくは非常勤水防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者もしくは水防従事者または応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合には<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員もしくは非常勤水防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団</p>

員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 (略)

別表第1 補償基礎額表(第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長および副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長および副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長および団員	9,700円	10,500円	11,300円

備考 (略)

員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

4 (略)

別表第1 補償基礎額表(第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長および副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長および副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長および団員	10,000円	10,840円	11,670円

備考 (略)